国海総第456号 平成23年2月21日

交通政策審議会

会 長 佐 和 隆 光 殿



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第123号

船員派遣事業の許可について

## 諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法 第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住所	事業所数
東北海運産業株式会社	宮城県石巻市中央二丁目1番16号	1
旭海運株式会社	東京都港区海岸一丁目9番18号	1